

ながおか働き方プラス応援プロジェクトシンボルマーク利用規定

1 目的

この規定は、ながおか働き方プラス応援プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）実施要領に基づき、プロジェクトに賛同する企業等（以下、「賛同企業等」という。）が、自己のプロジェクトへの参加を示すために、シンボルマークを利用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2 利用経費等

- (1) 賛同企業等は、シンボルマークを市から提供を受け、無償で利用することができます。
- (2) 賛同企業等は、シンボルマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理利用を許諾することはできません。
- (3) 賛同企業等がプロジェクトへの参加を取りやめた場合、当該賛同企業等はシンボルマークを利用することができません。

3 利用方法

- (1) 賛同企業等は、別に定めるシンボルマーク仕様書により、ホームページや印刷物等にシンボルマークを利用することができます。ただし、次のような利用をすることはできません。
 - ア 募金活動と結びつけて利用すること
 - イ 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用すること
 - ウ 法令や公序良俗に反するような方法で利用すること
 - エ その他プロジェクトの趣旨に明らかに反するような方法で利用すること
 - オ 特定の商品名やブランド名として利用すること
- (2) シンボルマークの変形、縦横比率及び色の改変はできません。
- (3) シンボルマークを構成するシンボルビジュアルとプロジェクト名称のロゴは、一体的に利用することを基本とします。

4 その他

この規定で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附則

本規定は、平成29年5月29日から施行します。